

## フェイスブックリンクに対する指導について

### 1. 事案の概要

#### (1) ソーシャルプラグイン

フェイスブックの利用者（以下「ユーザー」という。）が、ソーシャルプラグインである「いいね！」ボタンが設置されたウェブサイトを開覧した場合、当該ボタンを押さなくともユーザーID、アクセスしているサイト等の情報がフェイスブックリンク（以下「本件会社」という。）に自動で送信されている。

#### (2) ケンブリッジアナリティカ事案

性格診断アプリを介して取得したユーザーの個人情報が不正にケンブリッジアナリティカ社（英国の分析会社）に共有された事案（注）で、本件会社の公表によれば、日本国内で当該アプリをインストールしたのは104人、影響を受けた可能性のある友人は最大10万人強であるが、実際に利用されたとの情報は確認されていない。

（注）ケンブリッジアナリティカ社への共有がされていたのは、遅くとも2015年迄であるところ、本事案は、改正個人情報保護法の施行前に発生した不正利用事案であり、域外適用規定は遡及適用されない。

#### (3) 不正アクセス事案

本年9月末に公表された、本件会社のシステムの脆弱性を利用したハッキングによってユーザーアカウントの認証情報（アクセストークン）を窃取され、約2900万人の個人情報が不正アクセスを受けたことが判明した。

本件会社の公表内容等によれば、日本国内のユーザーが影響を受けた可能性がある。

### 2. 当委員会のこれまでの対応状況

上記（1）（2）事案に関し、本件会社に対して適時報告を求めてきたほか、諸外国の規制当局とも連携し、情報の収集等を進めるとともに具体的な対策を求めてきた。

さらに、当委員会のウェブサイトにおいて、上記（1）事案に関しては、ソーシャルプラグインを設置するサイト運営者及びソーシャルネットワークワーキングサービス利用者に向けた注意喚起を行い、事案（2）に関しては、本件会社の個人情報の流出についての情報提供を実施した。

また、上記（3）事案に関しては、事実関係など速やかな報告を本件会社に求めるとともに、当委員会のウェブサイトにおいて、ユーザーの

アカウントが影響を受けたかどうかを確認可能な、本件会社のウェブサイトについて情報提供を実施した。

### **3. 今回の指導内容**

以下4項目について指導を行う。

- ① 上記(1)(2)事案に関して、ユーザーへの分かりやすい説明の徹底、本人の同意の取得、本人からの削除要求への適切な対応等を行う。
- ② 上記(1)(2)事案に関して、プラットフォーム上の第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視等を徹底する。
- ③ 上記(3)事案に関して、本人への通知、原因究明・再発防止策の策定及び個人情報保護委員会への報告を行う。
- ④ 漏えい等個人情報についての不適正な取扱いが発生した場合に対応するため、適切な体制を整備する。